

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第14号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年四日市市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項に定める利用料金の額は、別表第2から別表第5までに定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。ただし、設備器具及び備付物品については、<u>4,320円以内</u>の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項に定める利用料金の額は、別表第2から別表第5までに定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。ただし、設備器具及び備付物品については、<u>4,200円以内</u>の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>

第2条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後						
別表第2（第7条関係）						
専用利用料金の上限額						
名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前（午前9時から正午ま	午後（午後1時から午後4時30	夜間（午後5時30分から午	全日（午前9時から午後9

			で)	分まで)	後 9 時ま で)	時まで)
(略)						
楠テニスコート	(略)					
霞ヶ浦プール	(略)	午前 9 時から午後 6 時まで 1 時間につき 50 m プール 3, 240 円 その他プール 1, 940 円				
温水プール	(略)					
(略)						
備考 (略)						

改正前						
別表第 2 (第 7 条関係)						
専用利用料金の上限額						
名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前 (午 前 9 時か ら正午ま で)	午後 (午後 1 時から午 後 4 時 3 0 分まで)	夜間 (午後 5 時 3 0 分から午後 9 時ま で)	全日 (午 前 9 時か ら午後 9 時まで)
(略)						
楠テニスコート	(略)					
霞ヶ浦プール	(略)	午前 9 時から午後 7 時まで 1 時間につき 50 m プール 3, 240 円 その他プール 1, 940 円				
温水プール	(略)					
(略)						
備考 (略)						

改正後				
別表第3（第7条関係）				
個人利用料金の上限額（普通使用券）				
名称	使用時間	使用区分		備考
		一般	中学生以下	
(略)			(略)	
松原テニスコート	(略)			
霞ヶ浦プール	午前9時から 午後6時まで	(略)		
温水プール	(略)			
(略)				
備考 (略)				

改正前				
別表第3（第7条関係）				
個人利用料金の上限額（普通使用券）				
名称	使用時間	使用区分		備考
		一般	中学生以下	
(略)			(略)	
松原テニスコート	(略)			
霞ヶ浦プール	午前10時から 午後7時まで	(略)		
温水プール	(略)			
(略)				
備考 (略)				

第3条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第7条 (略)	第7条 (略)

2 前項に定める利用料金の額は、別表第2から別表第5までに定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。ただし、設備器具及び備付物品については、4,400円以内の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 及び 4 (略)

2 前項に定める利用料金の額は、別表第2から別表第5までに定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。ただし、設備器具及び備付物品については、4,320円以内の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 及び 4 (略)

改正後

別表第2 (第7条関係)

専用利用料金の上限額

名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後4時30分まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)
中央第2体育館	アマチュアスポーツ	入場料金の類を徴しない場合	<u>4,510</u> 円	<u>6,710</u> 円	<u>8,910</u> 円	<u>18,040</u> 円
		入場料金の類を徴する場合	<u>9,900</u> 円	<u>14,850</u> 円	<u>19,800</u> 円	<u>40,150</u> 円
	アマチュアスポーツ以外	入場料金の類を徴しない場合	<u>22,330</u> 円	<u>33,440</u> 円	<u>44,550</u> 円	<u>90,200</u> 円
		入場料金の類を徴する場合	午前9時から午後9時まで <u>412,500</u> 円			

霞ヶ浦 体育館	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	<u>2, 3 1 0</u> 円	<u>3, 4 1 0</u> 円	<u>4, 6 2 0</u> 円	<u>9, 2 4 0</u> 円
		入場料金の 類を徴する 場合	<u>5, 1 5 0</u> 円	<u>7, 5 9 0</u> 円	<u>1 0, 2 5</u> 0円	<u>2 0, 5 2</u> 0円
	アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料金の 類を徴しな い場合	<u>1 1, 5 7</u> 0円	<u>1 7, 0 7</u> 0円	<u>2 3, 1 0</u> 0円	<u>4 6, 2 0</u> 0円
		入場料金の 類を徴する 場合	午前9時から午後9時まで <u>2 1 1, 9 7 0</u> 円			
霞ヶ浦 弓道場	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	<u>1, 5 4 0</u> 円	<u>2, 3 1 0</u> 円	<u>3, 0 8 0</u> 円	<u>6, 1 6 0</u> 円
楠多目 的運動 場	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	午前9時から午後9時まで（ただし、4月1日か ら10月31日までは午前6時から午後9時ま で） 1時間につき <u>4 4 0</u> 円			
		入場料金の 類を徴する 場合	午前9時から午後9時まで（ただし、4月1日か ら10月31日までは午前6時から午後9時ま で） 1時間につき <u>9 8 0</u> 円			
	アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料金の 類を徴しな い場合	午前9時から午後9時まで（ただし、4月1日か ら10月31日までは午前6時から午後9時ま で） 1時間につき <u>2, 2 0 0</u> 円			
		入場料金の 類を徴する 場合	午前9時から午後9時まで（ただし、4月1日か ら10月31日までは午前6時から午後9時ま で） 1時間につき <u>1 0, 0 9 0</u> 円			

楠体育 館アリーナ	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	午前9時から午後9時まで 全面1時間につき <u>950円</u>			
		入場料金の 類を徴する 場合	午前9時から午後9時まで 全面1時間につき <u>2,090円</u>			
	アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料金の 類を徴しな い場合	午前9時から午後9時まで 全面1時間につき <u>4,720円</u>			
		入場料金の 類を徴する 場合	午前9時から午後9時まで 全面1時間につき <u>21,640円</u>			
楠体育 館武道 場	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	午前9時から午後9時まで 1時間につき <u>470円</u>			
		入場料金の 類を徴する 場合	午前9時から午後9時まで 1時間につき <u>1,050円</u>			
	アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料金の 類を徴しな い場合	午前9時から午後9時まで 1時間につき <u>2,350円</u>			
		入場料金の 類を徴する 場合	午前9時から午後9時まで 1時間につき <u>10,810円</u>			
三滝武 道館 柔道場 剣道場	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	<u>1,980</u> 円	(午後1 時から午 後5時ま で) <u>2,970</u> 円	(午後5 時から午 後9時ま で)1時間 につき <u>1,100</u> 円	<u>8,360</u> 円

		入場料金の類を徴する場合	<u>4,400</u> 円	(午後1時から午後5時まで) <u>6,600</u> 円	(午後5時から午後9時まで) <u>8,800</u> 円	<u>17,820</u> 円
	アマチュアスポーツ以外	入場料金の類を徴しない場合	<u>9,900</u> 円	(午後1時から午後5時まで) <u>14,850</u> 円	(午後5時から午後9時まで) <u>19,800</u> 円	<u>40,040</u> 円
		入場料金の類を徴する場合	午前9時から午後9時まで <u>110,000</u> 円			
三滝相撲場	アマチュアスポーツ	入場料金の類を徴しない場合	<u>990</u> 円	(午後1時から午後5時まで) <u>1,490</u> 円		
中央陸上競技場	アマチュアスポーツ	入場料金の類を徴しない場合	<u>5,940</u> 円	(午後1時から午後5時まで) <u>8,910</u> 円	(午後6時から午後9時まで) <u>5,940</u> 円	(午前9時から午後9時まで) <u>18,710</u> 円
		入場料金の類を徴する場合	<u>13,200</u> 円	(午後1時から午後5時まで)	(午後6時から午後9時まで)	(午前9時から午後9時まで)

				<u>19,800円</u>	<u>13,200円</u>	<u>41,580円</u>
	アマチュアスポーツ以外	入場料金の類を徴しない場合	<u>29,700円</u>	(午後1時から午後5時まで) <u>44,550円</u>	(午後6時から午後9時まで) <u>29,700円</u>	(午前9時から午後9時まで) <u>93,560円</u>
		入場料金の類を徴する場合	午前9時から午後9時まで <u>430,330円</u>			
霞ヶ浦第1野球場	アマチュアスポーツ	入場料金の類を徴しない場合	午前9時から午後5時まで(ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午後9時まで) 2時間につき <u>3,300円</u>			
		入場料金の類を徴する場合	<u>13,200円</u>	(午後1時から午後5時まで) <u>19,800円</u>	(午後5時から午後9時まで) <u>26,400円</u>	(午前9時から午後9時まで) <u>53,460円</u>
	アマチュアスポーツ以外	入場料金の類を徴しない場合	<u>29,700円</u>	(午後1時から午後5時まで) <u>44,550円</u>	(午後5時から午後9時まで) <u>59,400円</u>	(午前9時から午後9時まで) <u>120,230円</u>
		入場料金の類を徴する場合	午前9時から午後9時まで <u>165,000円</u>			
	(略)					

霞ヶ浦 第2野 球場	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	午前9時から午後5時まで (ただし、4月1日から10月31日までは午前 6時から午後7時まで) 2時間につき <u>1,980円</u>			
松原野 球場						
北条野 球場						
三滝テ ニスコ ート			午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>530円</u>			
松原テ ニスコ ート			1面につ き <u>1,540</u> 円	(午後1 時から午 後5時ま で) 1面に つき <u>2,310</u> 円		(午前9 時から午 後5時ま で) 1面に つき <u>3,410</u> 円
楠テニ スコー ト			午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>530円</u>			
霞ヶ浦 プール			午前9時から午後6時まで 1時間につき 50mプール <u>3,300円</u> その他プール <u>1,980円</u>			
温水プ ール			午前9時から正午まで 1時間につき <u>7,920円</u>			
霞ヶ浦 運動用 舟艇場	1箇月 屋内 <u>3,960円</u> (歴月をもって計算し 屋外 <u>1,650円</u> 端数のある場合は、1箇 1艇につき係留施設					

(艇庫及び係留施設)			月とする。)	艇長9メートル未満 <u>8,250円</u> 艇長9メートル以上 <u>11,000円</u>
鈴鹿川ラグビー・サッカー場			<u>1,100円</u>	(午後1時から午後5時まで) <u>1,650円</u> ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午前8時まで及び午後5時から午後7時まで 1時間につき <u>330円</u>
鈴鹿川河原田野球場			午前9時から午後5時まで (ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午後7時まで) 2時間につき <u>880円</u>	
鈴鹿川河原田ソフトボール場				
鈴鹿川グラウンドゴルフ場			<u>1,100円</u>	(午後1時から午後5時まで) <u>1,650円</u> ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午前8時まで及び午後5時から午後7時まで 1時間につき <u>330円</u>
垂坂ソフトボール場			午前9時から午後5時まで (ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午後7時まで) 1面2時間につき <u>880円</u>	
垂坂サッカー	アマチュアス	入場料金の類を徴しな	1面につき	(午後1時から午 0月31日までは午前

場	ポーツ	い場合	<u>1, 320</u> 円	後5時 まで) 1面につ き <u>1, 760</u> 円	6時から午前8時まで 及び午後5時から午後 7時まで 1面1時間につき <u>4</u> <u>40円</u>
本郷河 川敷グ ラウン ド			午前9時から午後5時まで (ただし、4月1日から10月31日までは午前 6時から午後7時まで) 1面につき1時間 <u>330円</u>		
四 日 市 テ ニ ス セ ン タ ー	屋 外 コ ー ト	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>700円</u>	
			入場料金の 類を徴する 場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>1, 410円</u>	
		アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料金の 類を徴しな い場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>3, 520円</u>	
			入場料金の 類を徴する 場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>14, 080円</u>	
屋 根 付 コ ー	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>960円</u>		
		入場料金の	午前6時から午後9時まで		

	ト		類を徴する 場合	(ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>1,910円</u>
		アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料金の 類を徴しな い場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>4,790円</u>
			入場料金の 類を徴する 場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>19,140円</u>
	サ ブ セ ン タ ー コ ー ト	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>1,060円</u>
			入場料金の 類を徴する 場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>2,110円</u>
		アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料金の 類を徴しな い場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>5,280円</u>
入場料金の 類を徴する 場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>21,120円</u>			
セ ン タ ー	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>1,410円</u>	

	コート		入場料金の類を徴する場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>2,820円</u>
		アマチュアスポーツ以外	入場料金の類を徴しない場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>7,040円</u>
			入場料金の類を徴する場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>28,160円</u>
中央フェットボードールフィールド	A	アマチュアスポーツ	入場料金の類を徴しない場合	午前9時から午後9時まで (ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午後9時まで) 1時間につき <u>3,060円</u>
			アマチュアスポーツ以外	午前9時から午後9時まで (ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午後9時まで) 1時間につき <u>15,290円</u>
桜テニスコート			午前9時から午後5時まで	

	1面1時間につき <u>530円</u>
桜多目的広場	午前9時から午後5時まで 1面1時間につき <u>440円</u>

備考 (略)

改正前

別表第2 (第7条関係)

専用利用料金の上限額

名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後4時30分まで)	夜間(午後5時30分から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)
中央第2体育館	アマチュアスポーツ	入場料金の類を徴しない場合	<u>4,430円</u>	<u>6,590円</u>	<u>8,750円</u>	<u>17,710円</u>
		入場料金の類を徴する場合	<u>9,720円</u>	<u>14,580円</u>	<u>19,440円</u>	<u>39,420円</u>
	アマチュアスポーツ以外	入場料金の類を徴しない場合	<u>21,920円</u>	<u>32,830円</u>	<u>43,740円</u>	<u>88,560円</u>
		入場料金の類を徴する場合	午前9時から午後9時まで <u>405,000円</u>			
霞ヶ浦体育館	アマチュアスポーツ	入場料金の類を徴しない場合	<u>2,270円</u>	<u>3,350円</u>	<u>4,540円</u>	<u>9,070円</u>
		入場料金の類を徴する場合	<u>5,050円</u>	<u>7,450円</u>	<u>10,070円</u>	<u>20,140円</u>

		場合				
	アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料金の 類を徴しな い場合	<u>11,360</u> 円	<u>16,760</u> 円	<u>22,680</u> 円	<u>45,360</u> 円
		入場料金の 類を徴する 場合	午前9時から午後9時まで <u>208,120</u> 円			
霞ヶ浦 弓道場	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	<u>1,510</u> 円	<u>2,270</u> 円	<u>3,020</u> 円	<u>6,050</u> 円
楠多目 的運動 場	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	午前9時から午後9時まで（ただし、4月1日か ら10月31日までは午前6時から午後9時ま で） 1時間につき <u>430</u> 円			
		入場料金の 類を徴する 場合	午前9時から午後9時まで（ただし、4月1日か ら10月31日までは午前6時から午後9時ま で） 1時間につき <u>960</u> 円			
	アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料金の 類を徴しな い場合	午前9時から午後9時まで（ただし、4月1日か ら10月31日までは午前6時から午後9時ま で） 1時間につき <u>2,160</u> 円			
		入場料金の 類を徴する 場合	午前9時から午後9時まで（ただし、4月1日か ら10月31日までは午前6時から午後9時ま で） 1時間につき <u>9,900</u> 円			
楠体育 館アー ーナ	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	午前9時から午後9時まで 全面1時間につき <u>930</u> 円			
		入場料金の 類を徴する 場合	午前9時から午後9時まで 全面1時間につき <u>2,050</u> 円			

		場合				
	アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料金の 類を徴しな い場合	午前9時から午後9時まで 全面1時間につき <u>4,630円</u>			
		入場料金の 類を徴する 場合	午前9時から午後9時まで 全面1時間につき <u>21,240円</u>			
楠体育 館武道 場	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	午前9時から午後9時まで 1時間につき <u>460円</u>			
		入場料金の 類を徴する 場合	午前9時から午後9時まで 1時間につき <u>1,030円</u>			
	アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料金の 類を徴しな い場合	午前9時から午後9時まで 1時間につき <u>2,310円</u>			
		入場料金の 類を徴する 場合	午前9時から午後9時まで 1時間につき <u>10,620円</u>			
三滝武 道館 柔道場 剣道場	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	<u>1,940</u> 円	(午後1 時から午 後5時ま で) <u>2,920</u> 円	(午後5 時から午 後9時ま で) 1時間 につき <u>1,080</u> 円	<u>8,210</u> 円
		入場料金の 類を徴する 場合	<u>4,320</u> 円	(午後1 時から午 後5時ま で) <u>6,480</u>	(午後5 時から午 後9時ま で) <u>8,640</u>	<u>17,500</u> 円

				円	円	
	アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料金の 類を徴しな い場合	<u>9,720</u> 円	(午後1 時から午 後5時ま で) <u>14,58</u> 0円	(午後5 時から午 後9時ま で) <u>19,44</u> 0円	<u>39,31</u> 0円
		入場料金の 類を徴する 場合	午前9時から午後9時まで <u>108,000円</u>			
三滝相 撲場	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	<u>970円</u>	(午後1 時から午 後5時ま で) <u>1,460</u> 円		
中央陸 上競技 場	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	<u>5,830</u> 円	(午後1 時から午 後5時ま で) <u>8,750</u> 円	(午後6 時から午 後9時ま で) <u>5,830</u> 円	(午前9 時から午 後9時ま で) <u>18,37</u> 0円
		入場料金の 類を徴する 場合	<u>12,96</u> 0円	(午後1 時から午 後5時ま で) <u>19,44</u> 0円	(午後6 時から午 後9時ま で) <u>12,96</u> 0円	(午前9 時から午 後9時ま で) <u>40,82</u> 0円
	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	<u>29,16</u> 0円	(午後1 時から午 後5時ま	(午後6 時から午 後9時ま	(午前9 時から午 後9時ま

	以外			で) <u>43,740円</u>	で) <u>29,160円</u>	で) <u>91,850円</u>
		入場料金の類を徴する場合	午前9時から午後9時まで <u>422,510円</u>			
霞ヶ浦 第1野 球場	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の類を徴しない場合	午前9時から午後5時まで（ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午後9時まで） 2時間につき <u>3,240円</u>			
		入場料金の類を徴する場合	<u>12,960円</u>	(午後1時から午後5時まで) <u>19,440円</u>	(午後5時から午後9時まで) <u>25,920円</u>	(午前9時から午後9時まで) <u>52,490円</u>
	アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料金の類を徴しない場合	<u>29,160円</u>	(午後1時から午後5時まで) <u>43,740円</u>	(午後5時から午後9時まで) <u>58,320円</u>	(午前9時から午後9時まで) <u>118,040円</u>
		入場料金の類を徴する場合	午前9時から午後9時まで <u>162,000円</u>			
(略)						
霞ヶ浦 第2野 球場	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の類を徴しない場合	午前9時から午後5時まで (ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午後7時まで)			
松原野 球場			2時間につき <u>1,940円</u>			

北条野 球場															
三滝テ ニスコ ート			午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>520円</u>												
松原テ ニスコ ート			<table border="1"> <tr> <td>1面につ き <u>1,510</u> 円</td> <td>(午後1 時から午 後5時ま で)1面に つき <u>2,270</u> 円</td> <td>(午前9 時から午 後5時ま で)1面に つき <u>3,350</u> 円</td> </tr> </table>	1面につ き <u>1,510</u> 円	(午後1 時から午 後5時ま で)1面に つき <u>2,270</u> 円	(午前9 時から午 後5時ま で)1面に つき <u>3,350</u> 円									
1面につ き <u>1,510</u> 円	(午後1 時から午 後5時ま で)1面に つき <u>2,270</u> 円	(午前9 時から午 後5時ま で)1面に つき <u>3,350</u> 円													
楠テニ スコ ート			午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>520円</u>												
霞ヶ浦 プール			午前9時から午後6時まで 1時間につき 50mプール <u>3,240円</u> その他プール <u>1,940円</u>												
温水プ ール			午前9時から正午まで 1時間につき <u>7,780円</u>												
霞ヶ浦 運動用 舟艇場 (艇庫 及び係 留施 設)			<table border="1"> <tr> <td>1箇月</td> <td>屋内</td> <td><u>3,890円</u></td> </tr> <tr> <td>(歴月をもって計算し 端数のある場合は、1箇 月とする。)</td> <td>屋外</td> <td><u>1,620円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1艇につき係留施設 艇長9メートル未満</td> <td><u>8,100円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>艇長9メートル以上</td> <td><u>10,800円</u></td> </tr> </table>	1箇月	屋内	<u>3,890円</u>	(歴月をもって計算し 端数のある場合は、1箇 月とする。)	屋外	<u>1,620円</u>		1艇につき係留施設 艇長9メートル未満	<u>8,100円</u>		艇長9メートル以上	<u>10,800円</u>
1箇月	屋内	<u>3,890円</u>													
(歴月をもって計算し 端数のある場合は、1箇 月とする。)	屋外	<u>1,620円</u>													
	1艇につき係留施設 艇長9メートル未満	<u>8,100円</u>													
	艇長9メートル以上	<u>10,800円</u>													
鈴鹿川			<u>1,080</u> (午後1 ただし、4月1日から1												

ラグビー・サッカー場			<u>円</u>	時から午後5時まで) <u>1,620</u> <u>円</u>	0月31日までは午前6時から午前8時まで及び午後5時から午後7時まで 1時間につき <u>320</u> <u>円</u>
鈴鹿川河原田野球場			午前9時から午後5時まで (ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午後7時まで) 2時間につき <u>860円</u>		
鈴鹿川河原田ソフトボール場			午前9時から午後5時まで (ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午後7時まで) 1面2時間につき <u>860円</u>		
鈴鹿川グラウンドゴルフ場			<u>1,080</u> <u>円</u>	(午後1時から午後5時まで) <u>1,620</u> <u>円</u>	ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午前8時まで及び午後5時から午後7時まで 1時間につき <u>320</u> <u>円</u>
垂坂ソフトボール場			午前9時から午後5時まで (ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午後7時まで) 1面2時間につき <u>860円</u>		
垂坂サッカー場	アマチュアスポーツ	入場料金の類を徴しない場合	1面につき <u>1,300</u> <u>円</u>	(午後1時から午後5時まで) 1面につき	ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午前8時まで及び午後5時から午後7時まで 1面1時間につき <u>4</u>

				<u>1,730</u> 円	<u>30円</u>
本郷河川敷グラウンド				午前9時から午後5時まで (ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午後7時まで) 1面につき1時間 <u>320円</u>	
四日市テニスタワー	屋外コート	アマチュアスポーツ	入場料金の類を徴しない場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>690円</u>	
			入場料金の類を徴する場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>1,380円</u>	
		アマチュアスポーツ以外	入場料金の類を徴しない場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>3,450円</u>	
			入場料金の類を徴する場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>13,800円</u>	
	屋根付コート	アマチュアスポーツ	入場料金の類を徴しない場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>940円</u>	
			入場料金の類を徴する場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>1,880円</u>	
		アマチ	入場料金の	午前6時から午後9時まで	

	ユアスポーツ 以外	類を徴しない 場合	(ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>4,700円</u>
		入場料金の類を徴する 場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>18,800円</u>
サブ センター ター コー ト	アマチ ユアス ポーツ	入場料金の類を徴しない 場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>1,040円</u>
		入場料金の類を徴する 場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>2,080円</u>
	アマチ ユアス ポーツ 以外	入場料金の類を徴しない 場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>5,200円</u>
		入場料金の類を徴する 場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>20,800円</u>
セ ン タ ー コ ー ト	アマチ ユアス ポーツ	入場料金の類を徴しない 場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>1,380円</u>
		入場料金の類を徴する 場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>2,760円</u>

		アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料金の 類を徴しな い場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>6,900円</u>
			入場料金の 類を徴する 場合	午前6時から午後9時まで (ただし、12月1日から翌年2月末日までは午 前7時から午後9時まで) 1面につき1時間 <u>27,600円</u>
中 央 フ ィ ッ ー ト ボ ー ル 場	A	アマチ ュアス ポーツ	入場料金の 類を徴しな い場合	午前9時から午後9時まで (ただし、4月1日から10月31日までは午前 6時から午後9時まで) 1時間につき <u>3,000円</u>
	ル ド B フ ィ ー ル ド C フ ィ ー ル ド	アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料金の 類を徴しな い場合	午前9時から午後9時まで (ただし、4月1日から10月31日までは午前 6時から午後9時まで) 1時間につき <u>15,000円</u>
桜テニスコート				午前9時から午後5時まで 1面1時間につき <u>520円</u>
桜多目的広場				午前9時から午後5時まで 1面1時間につき <u>430円</u>

備考 (略)

改正後				
別表第3（第7条関係）				
個人利用料金の上限額（普通使用券）				
名称	使用時間	使用区分		備考
		一般	中学生	
(略)			(略)	
温水プール	午後1時から 午後8時まで	<u>440円</u>	120円	(略)
(略)				
備考（略）				

改正前				
別表第3（第7条関係）				
個人利用料金の上限額（普通使用券）				
名称	使用時間	使用区分		備考
		一般	中学生	
(略)			(略)	
温水プール	午後1時から 午後8時まで	<u>430円</u>	120円	(略)
(略)				
備考（略）				

改正後			
別表第4（第7条関係）			
回数使用券の上限額			
種別	使用区分		備考
	一般	中学生以下	
温水プール回数使用券 (6枚つづり) 有効期間 6箇月	<u>2,200円</u>	600円	(略)
(略)			

備考 (略)

改正前

別表第4 (第7条関係)

回数使用券の上限額

種別	使用区分		備考
	一般	中学生以下	
温水プール回数使用券 (6枚つづり) 有効期間 6箇月 (略)	<u>2,150円</u>	600円	

備考 (略)

改正後

別表第5 (第7条関係)

会議室利用料金上限額

名称	使用区分			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)
中央陸上競技場会議室	<u>440円</u>	<u>660円</u>	<u>880円</u>	<u>1,540円</u>
霞ヶ浦第1野球場会議室	<u>660円</u>	<u>990円</u>	<u>1,430円</u>	<u>2,420円</u>
霞ヶ浦第2野球場会議室	<u>330円</u>	<u>440円</u>	<u>660円</u>	<u>1,100円</u>
三滝武道館	<u>660円</u>	<u>990円</u>	<u>1,430円</u>	<u>2,420円</u>
(略)				

備考 (略)

改正前

別表第5 (第7条関係)
会議室利用料金の上限額

名称	使用区分			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)
中央陸上競技場会議室	<u>430円</u>	<u>650円</u>	<u>860円</u>	<u>1,510円</u>
霞ヶ浦第1野球場会議室	<u>650円</u>	<u>970円</u>	<u>1,400円</u>	<u>2,380円</u>
霞ヶ浦第2野球場会議室	<u>320円</u>	<u>430円</u>	<u>650円</u>	<u>1,080円</u>
三滝武道館	<u>650円</u>	<u>970円</u>	<u>1,400円</u>	<u>2,380円</u>
(略)				

備考 (略)

第4条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置
(略)	
四日市市霞ヶ浦第 2 野球場（以下「霞ヶ浦第 2 野球場」という。）	〃
四日市市霞ヶ浦第 3 野球場（以下「霞ヶ浦第 3 野球場」という。）	〃
四日市市霞ヶ浦プール（以下「霞ヶ浦プール」という。）	〃
(略)	

改正前

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置
(略)	
四日市市霞ヶ浦第 2 野球場（以下「霞ヶ浦第 2 野球場」という。）	〃
四日市市霞ヶ浦プール（以下「霞ヶ浦プール」という。）	〃
(略)	

改正後

別表第 2（第 7 条関係）

専用利用料金の上限額

名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前（午前 9 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 4 時 30 分まで）	夜間（午後 5 時 30 分から午後 9 時まで）	全日（午前 9 時から午後 9 時まで）
(略)						

(略)	アマチュ アスポー ツ	入場料金の類 を徴しない場 合				
北条野 球場						
霞ヶ浦 第3野 球場		午前9時から午後9時まで (ただし、4月1日から10月31日までは 午前6時から午後9時まで) 2時間につき、4,400円				
		入場料金の 類を徴する 場合	<u>17,600円</u>	<u>26,400円</u>	<u>35,200円</u>	<u>79,200円</u>
三滝テ ニスコ ート		入場料金の類 を徴しない場 合	(略)			
(略)						
(略)						
備考 (略)						

改正前							
別表第2 (第7条関係)							
専用利用料金の上限額							
名称	使用	区分	使用時間及び期間				
			午前 (午 前9時か ら正午ま で)	午後 (午 後1時か ら午後4 時30分 まで)	夜間 (午 後5時3 0分から 午後9時 まで)	全日 (午 前9時か ら午後9 時まで)	
(略)							
(略)	アマチュ アスポー ツ	入場料金の類 を徴しない場 合	(略)				
北条野							

球場			
三滝テ ニスコ ート			
(略)			
(略)			
備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の規定 平成31年7月5日
 - (2) 第3条の規定 平成31年10月1日
 - (3) 第4条の規定及び附則第2項の規定 平成32年5月29日

(四日市市都市公園条例の一部改正)
- 2 四日市市都市公園条例（昭和38年四日市市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1（第8条関係）	
名称	位置
(略)	
四日市市霞ヶ浦第2野球場	(略)
<u>四日市市霞ヶ浦第3野球場</u>	<u>四日市市大字羽津甲 霞ヶ浦緑地</u>
四日市市霞ヶ浦プール	(略)
(略)	

改正前
別表第1（第8条関係）

名称	位置
(略)	
四日市市霞ヶ浦第2野球場	(略)
四日市市霞ヶ浦プール	(略)
(略)	

(経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例第7条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市運動施設の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市運動施設の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例（次項において「新条例」という。）第7条第2項、別表第2、別表第3及び別表第5の規定は、平成31年10月1日以後に行う四日市市運動施設の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市運動施設の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。
- 5 新条例別表第4の規定は、平成31年10月1日以後に発行する回数使用券の上限額から適用し、同日前に発行する回数使用券の上限額については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 6 霞ヶ浦第3野球場の使用許可に関し必要な手続きその他の行為は、平成32年5月29日前においても行うことができる。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)